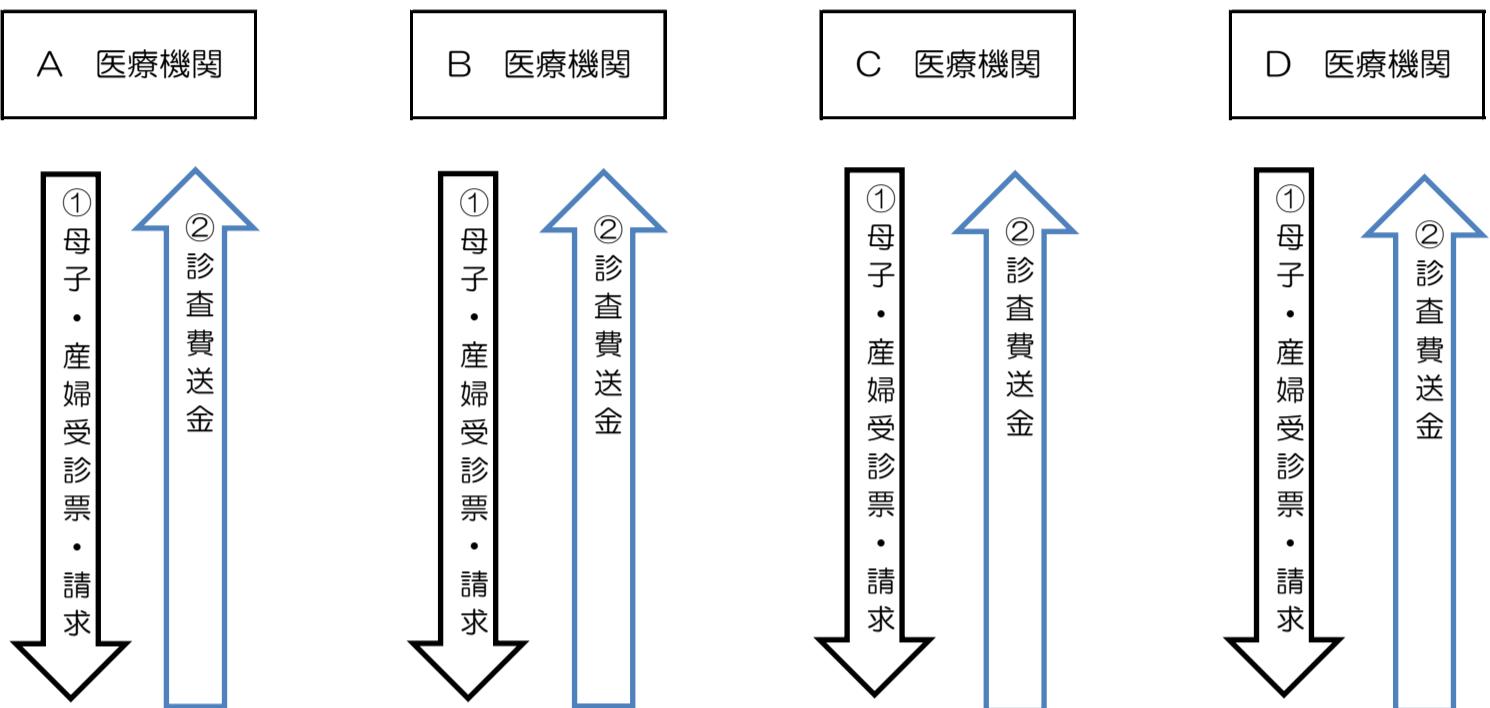


母子健康診査費支払の流れ

1 市（町）が本協議会へ業務委託していなかった場合

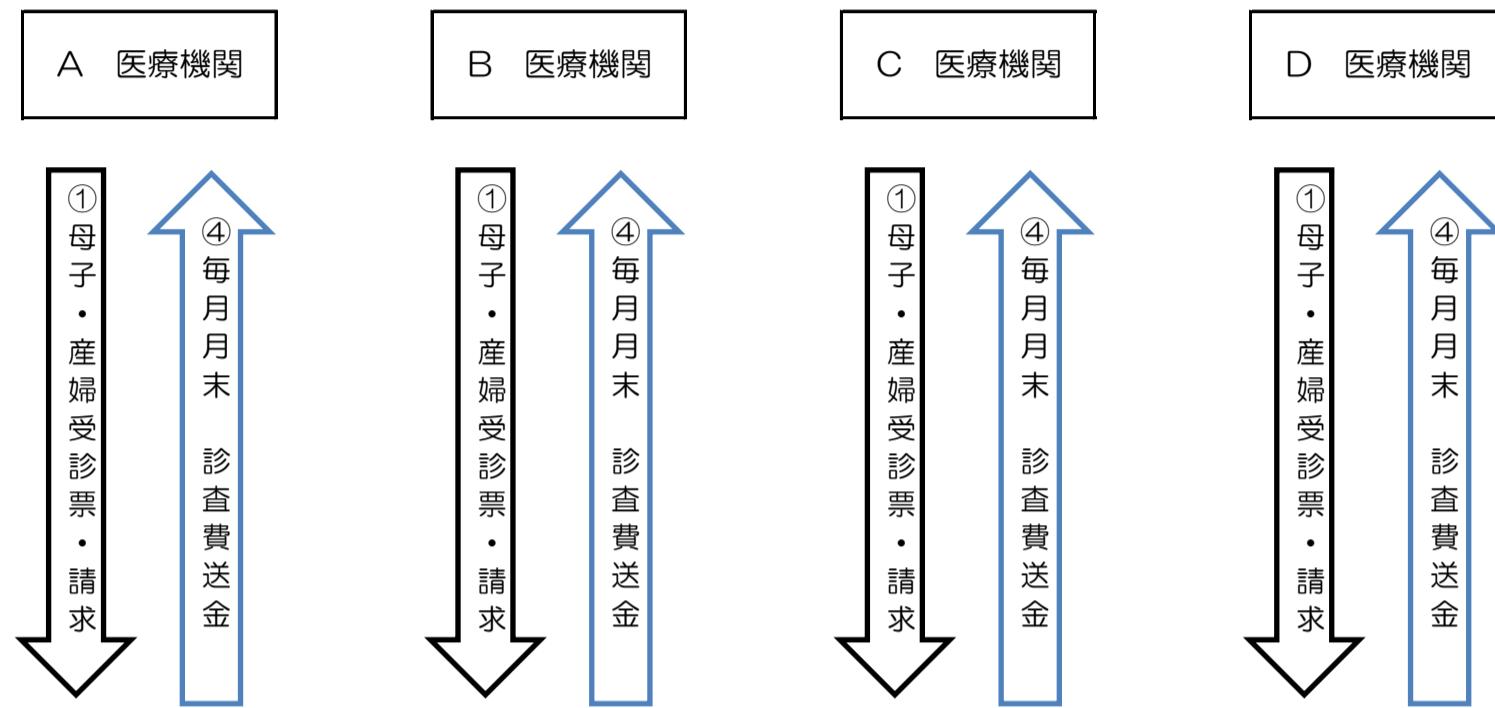
- 1 市（町）は、妊婦検診等に係る医療単価について、各医療機関と契約を締結しなければならない。
- 2 締結後、各医療機関で受診した受診券と請求書が市（町）に送付される。
- 3 市（町）は、受診票及び請求書を確認し、診査費を各医療機関に送金。
- 4 妊・産婦検診は、各医療機関との契約及び請求手続きが非常に煩雑である。



市（町）

2 市（町）が本協議会へ業務委託した場合

- 1 協議会は、医師会及び各医療機関と一括して契約を締結する。
- 2 協議会は各医療機関からの請求を、各市（町）毎に振り分け、市（町）に対し請求を行い、市（町）はその請求額を協議会に送金。（翌月、10日〆切）
- 3 市（町）においては、各医療機関との契約及び、各医療機関からの受診票・請求書の内容確認は不要で、各医療機関への診査費送金作業も不要であるため、事務の簡素化が図れる。



長崎県市町村福祉振興協議会

市（町）構成団体 18市町

※新生児聴覚検査に関しても同様の流れとなる。

母子健康診査費を新生児聴覚検査費に読み替える。

妊婦健診を新生児聴覚検査に読み替える。

母子受診票を新生児聴覚検査受診票に読み替える。